

議会だより



平成 20 年徳島駅伝 小松島市での再スタート

新春路の快走

選手の皆さん感動をありがとう



一般廃棄物処理業務	
委託契約に関する意見書	P2 ~ 4
常任委員会報告	P5
一般質問 (10 名)	P6 ~ 13
請 願	P13
意見書	P14
賛否表	P15
私の政治信条・3月定例会日程	P16

第 78 号 平成20年2月5日発行

一般廃棄物処理業務委託契約に関する意見書

平成十九年十二月二十一日、本会議において採択し市長まで提出しました

1 調査した事件について

- ① 平成十一年三月三十日付で支払われている一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託料三千百五十万円について
- ② 一般廃棄物（ゴミ）最終処分業務委託契約（昭和五十九年四月二日から平成十二年三月三十一日まで）、一般廃棄物（不燃ゴミ類）分別処理業務委託契約（平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日まで単年度随意契約）と一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約（平成十二年十一月一日から平成二十一年六月三十日までの十年間債務負担行為）で、それぞれの算出基盤が不明瞭であると疑われる件について

委員―天羽 篤、井内 建治、木村 文彦、高木 幸次、安平 剛之、池淵 彰

○ 第一回委員会（八月二十一日）

この問題に関する「文教厚生常任委員会」の経過内容と、行政側（市民環境部長、環境衛生センター所長）からの報告を受け、今後の委員会の方針を決定。また、次回委員会に、平成十一年当時の関係者（前市長、元助役初め、行政側より四名、業者側より二名の方々）に、参考人として出席要請することを決定。

○ 第二回委員会（八月三十一日）

出席要請をした六名の方々は、いずれも欠席。よって、六名の方々に対して質問状を郵送し、回答を求めることに決定。行政に対して当時の状況の聞き取り調査を実施し、関連資料の提出を求めた。

○ 第三回委員会（九月十三日）

前回の委員会で決定した文書による質問に対して、業者側二名の方々の回答はあったが、行政側四名の方々の回答はなかった。市が実施した聞き取り調査に対して、当時の市関係者四人の方々の発言についての報告を受けた。

○ 第四回委員会（九月二十七日）

現地調査を実施し、非公式ながら業者からの説明を受けた。あわせて委員会への出席を再度要請した。（十月十日現在、出席の確認とれず）

○ 第五回委員会（十月二十六日）

行政に対する質問事項をまとめ、調査回答を求める作業に入る。

○ 第六回委員会（十一月五日）

「平成十一年三月三十日に支払われている一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託料について」、「中間処理業者による経費明細書について」等の十項目に及ぶ要請書を市長に提出し、報告を求めた。

○ 第七回委員会（十一月二十八日）

第六回委員会における十項目の廃プラスチック処理業務委託に関する事項の報告を受け、再度、当時の関係者（行政側四名、業者側二名）に参考人として出席要請することを決めた。

○ 第八回委員会（十二月四日）

出席要請をした六名はいずれも欠席。各委員の意見を参考に委員会としての意見書のたたき台を正副委員長で作成し、議員全員協議会で議員の意見を得ながら、十二月定例会に臨むこととなった。

2 現在までの経過

○ 臨時会（八月十七日）

臨時会を開会し、「一般廃棄物処理業務調査特別委員会」を設置、八名の委員で構成する。

委員長―出口憲二郎

副委員長―石原 正裕

○ 第九回委員会（十二月十四日）

十二月定例会閉会日において、特別委員会としての中間報告を提出の上、行政へ更なる調査を求める意見書を提出することを決定。第八回委員会より作成してきた報告書及び意見書文案について協議した。

○ 第十回委員会（十二月十九日）

完成した意見書案を、同日開催された議員全員協議会において示し、閉会日に提出することの了承を得た上で、各議員から得た様々な意見をもとに、今後の調査の方向性を決定した。

○ 平成十九年十二月二十一日

「一般廃棄物処理業務調査中間報告書」を議長まで提出し、本会議において採決し、これを「一般廃棄物処理業務委託契約に関する意見書」として採択し、市長まで提出した。

3 調査概要と結果について

①—1. 一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約について

平成十年十二月議会において、一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約（款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費、節 委託料、細節 業務委託料、細々節プラスチック処理委託料）として、三千百五十万円が議決され、平成十一年一月四日（有）小松島リサイクルセンターと契約が交わされ、同時に同年同月同日、（有）小松島リサイクルセンターから小松島市長宛に着手届が提出されている。その後、同年三月二十五日に委託業務完了検査請求書が（有）小

松島リサイクルセンターから小松島市長宛に提出された。同時に同年同月同日、検査員 環境衛生センター所長、承認者 環境衛生部長により業務完了承認書が（有）小松島リサイクルセンター宛に発行されている。それを受けて同年同月同日に（有）小松島リサイクルセンターから小松島市長宛に三千百五十万円の請求書が出され、同年同月三十日に（有）小松島リサイクルセンターに対し三千百五十万円が支払われている。そして、同年六月九日に（有）小松島リサイクルセンターより本市環境衛生センター宛に契約解消返納金として三千百五十万円が納入されている。

この処理業務の実態の有無について、調査の結果、業務委託契約上の処理業務は全く行われていないことが判明した。また、三千百五十万円が返納された理由となる契約解消について処理業務の実態が全く無かつたためとされているが、契約解消についての書類等が存在しないため、利息や違約金等についてどのように処理されたのかは不明である。業務完了承認書について、行政側の聞き取り調査によると、検査員 環境衛生センター所長は具体的検査については、本人以外の担当職員からの報告に基づき作成したものであつて、具体的内容については覚えていないと証言している。又、業務完了承認書の承認者である環境衛生部長についても処理業務の実態が無かつたことを認めているが、業務完了を承認した事については言及を避けている。

①—2. 支出命令書について

本件の委託料三千百五十万円の支払いの根拠

となる支出命令書について、本書記入の「命令年月日」が平成十一年三月十七日、「審査年月日」が平成十一年三月十八日、業者からの請求年月日が平成十一年三月二十五日である点についても本来の会計処理とは大きく異なる。

本来であれば、業者から請求書が提出され、担当課において書類を整え、係長から市長までの稟議を回し、会計課に支出命令書と関連書類が届くと受け付けとして「命令年月日」の欄に日付印を押す。その後、会計課で書類を審査され、適正であると認められると「審査年月日」の欄に日付印が押され、業者に支払いが行われる。

本件においては、担当課より支出命令書を市長まで稟議し、会計課において受け付けられた「命令年月日」が平成十一年三月十七日、会計課において審査が終了した「審査年月日」が平成十一年三月十八日である。業者からの請求はその後（平成十一年三月二十五日）に提出され、同年同月三十日に支払われた。

即ち、業者からの請求が無いにも関わらず、契約終了満了日の約二週間前に、担当課から市長まで支払いを容認し、それを踏まえて会計課において書類審査完了後に業者からの請求があり、契約満了日に支払っていることになっている。

②—1. 一般廃棄物（ゴミ）最終処分業務委託契

約（昭和五十九年四月二日から平成十二年三月三十一日まで）及び一般廃棄物（不燃ゴミ類）分別処理業務委託契約（平成十二年四月一日付平成十八年三月三十一日まで毎年契約）におい

て、平成四年四月一日の契約より毎年添付されている「中間処理業者による経費明細書」のうち、不明瞭な項目について

営業費のうち廃棄物処理費として（平成五年から平成十一年）七年間、年額二百万円が計上されている。これは、契約書の第一条の業務内容 乙（有）小松島リサイクルセンター）はその設置するリサイクルセンターに甲（小松島市）が収集し、搬入する一般廃棄物を（1）再資源化不燃ゴミ、（2）再資源化できない不燃ゴミ、（3）可燃ゴミ、等にそれぞれ選別分別のうえ、（1）については自己処分、（2）については埋め立て処理、（3）については、市環境衛生センターに搬送するものとし、甲は乙より搬送のあった可燃ゴミを環境衛生センターで焼却処理するものとする。とあり、廃棄物処理費が発生する余地はないにもかかわらず、算出するのは架空計上の疑いがある。

設備費のうち、工場棟の減価償却において、現存する書類では、平成四年から平成十一年まで工場棟二棟三百㎡分、千四百四十万円の十分の一を毎年支払ったことになるが、業務については平成四年以前から行っており、工場棟については十年を超えて支払っていた可能性があるのでないか。

平成十二年から一般廃棄物（不燃ゴミ類）分別委託処理業務における中間処理業者による経費明細書の営業費のうち消耗品費、修理費、諸費を前年（平成十一年）比較で消耗品費十萬円から二十五萬円に、修理費六十萬円から百五十萬円に、諸費五十萬円から二百五十八・四萬

円にそれぞれ増額している。委託業務内容からすれば減額されていなければならない。

以上のことから、経費明細書については、社会通念上、想定される積算基準として著しく不適正であると思われる。

②-2. 一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約（平成十一年六月一日～平成二十一年六月三十日まで）における「施設建設費及び維持管理等委託費明細」について

発泡スチロール減溶固化設備について、平成十九年十二月十四日の現地調査において、関係者の話によると、操業開始後、約六カ月は稼働していたがリサイクル資源としての価値が無く、稼働を中止し設備を撤去したとのことである。この間の市との協議については行われた形跡は認められず、仕様書及び契約書の内容に違反しているおそれがある。

維持補修費のうち、電力費 月額百万円、年額千二百万円は、妥当な算出とは思われない。消耗品費（機械修理費月額百三十三・三万円、消耗費月額百五十三・四万円）合計年額三千四百四十万円は妥当な算出とは思われない。水道料、月額五・八万円、年額七十万円は妥当な算出とは思われない。

諸経費、八百十七・四万円の算定根拠が不明である。

②-3. 一般廃棄物（不燃ゴミ類）分別処理業務委託契約（平成十二年四月一日付～平成十八年三月三十一日まで毎年契約）と一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約（平成十一年十一月一日付～平成二十一年六月三十日まで）

のそれぞれの委託契約における委託料算定の根拠となったと思われる「経費明細書」「施設建設費及び維持管理等委託費明細」のうち、人件費・運営労務費において、人件費（六人分、年額二千九百八十五万四千元）と運営労務費（七人分、年額二千四百六十一万二千元）とが、重複している疑いがある。

4 所見

平成十一年三月三十日付で支払われている一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託料三千五百五十万円について、その支出命令書が決裁された経過においても、また、事務執行上の手続においても、極めて不自然、不適正であったことは歴然たる事実であり、行政当局は本意見書に列記した不明瞭な点の事実関係を調査し、再発防止に向け事務執行上の改善を早々に講じると共に、行政当局の今後の対応についての考え方も併せて議会に対して報告を求めるものである。

また、一般廃棄物（不燃ゴミ類）分別処理業務委託契約と一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約で、それぞれの算出基盤が不明瞭であると疑われる件についても、本意見書に列記した事項について、再度OB職員、業者よりの聞き取り調査、及び関係諸帳簿、関係書類等の提出を求めると共に、事実関係を説明の上、行政当局の今後の対応についての考え方も併せて、議会に対して報告を求めるものである。なお、平成二十年一月末日までに回答を願います。